

(第3回名古屋市大都市制度有識者懇談会資料)

「行財政面における自主・自立」 関連データ等

名古屋市

I	市町村と都道府県との関係	
1.	都道府県・市町村が行う事務	1
2.	愛知県と名古屋市の歳出(目的別)の内訳	3
3.	補完性・近接性の原理の考え方(基礎自治体優先の原則)	4
II	大都市制度について	
1.	指定都市制度(昭和31年～)の概要	5
2.	特別市制度(昭和22年～昭和31年)の概要	6
III	指定都市制度の現状と課題	
1.	指定都市制度が果たしている役割	7
2.	指定都市制度の問題点	8
3.	指定都市制度の課題	9
IV	その他(基本指標等)	
1.	行政分野の基本指標	12
2.	財政の硬直化(市税収入の減少・扶助費の増加)	14
3.	地方交付税等、公債依存度、市債残高	15
4.	市内に設置されている主な愛知県の公の施設	16
5.	名古屋大都市圏内市町村の財政力	17
6.	諸外国の大都市制度	18
7.	事務処理特例条例について	19

Ⅰ 市町村と都道府県との関係

1. 都道府県・市町村が行う事務

地方自治法(抜粋)

第2条

2. 普通地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する。
3. 市町村は、基礎的な地方公共団体として、第五項において都道府県が処理するものとされているものを除き、一般的に、前項の事務を処理するものとする。
4. 市町村は、前項の規定にかかわらず、次項に規定する事務のうち、その規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないと認められるものについては、当該市町村の規模及び能力に応じて、これを処理することができる。
5. 都道府県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として、第二項の事務で、広域にわたるもの、市町村に関する連絡調整に関するもの及びその規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないと認められるものを処理するものとする。
6. 都道府県及び市町村は、その事務を処理するに当つては、相互に競合しないようにしなければならない。

都道府県が行う事務

- **広域事務**: 市町村域を越える事務で多くの市町村にわたる事務や、圏域全体の発展・成長に関する産業基盤整備など、圏域の競争力強化に対応する事務など
- **連絡調整事務**: 県内の市町村が円滑な事務執行をするための補助的事務など
- **補完事務**: 事務処理に大きな財政力を要する事務や、高度な技術力や専門的な能力を有するスタッフを確保して事務を処理することが非効率である事務など

市町村が行う事務

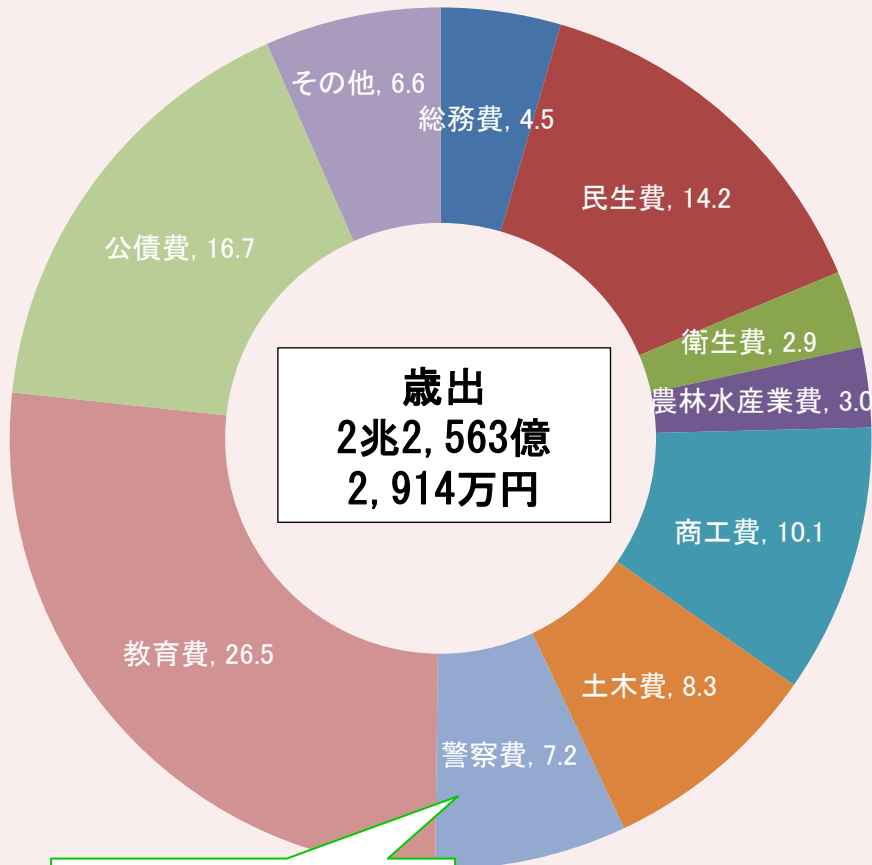
- **住民生活に直結する事務**: 福祉、保健衛生、医療、子育て、教育、消防など、地域住民の生命や健康に直結し、日々の生活に密接に関連する事務

1. 都道府県・市町村が行う事務

	保健衛生	福祉	教育	環境	まちづくり	その他 警察・防災・外交等
道府県	- 麻薬取扱者(一部)の免許 - 精神科病院の設置 - 臨時の予防接種の実施	- 保育士、介護支援専門員の登録 - 身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所の設置	- 小中学校学級編制基準、教職員定数の決定 - 私立学校、市町村立高等学校の設置認可 - 高等学校の設置管理	第一種フロン類回収業者の登録	- 都市計画区域の指定 - 市街地再開発事業の認可 - 指定区間の1級河川、2級河川の管理	- 警察(犯罪捜査、運転免許等) - 風俗営業の許可 - 防衛大臣への自衛隊の災害派遣の要請 - 災害に係る応急救助 - 一般旅券の交付
指定都市	- 精神障害者の入院措置 - 動物取扱業の登録	児童相談所の設置	県費負担教職員の任免、給与の決定	建築物用地下水の採取の許可	- 区域区分に関する都市計画決定 - 指定区間外の国道、県道の管理 - 指定区間の1級河川(一部)、2級河川(一部)の管理	
中核市	- 保健所の設置 - 飲食店営業等の許可 - 温泉の利用許可 - 旅館業・公衆浴場の経営許可	- 保育所、養護老人ホームの設置の認可・監督 - 介護サービス事業者の指定 - 身体障害者手帳交付	県費負担教職員の研修	- 一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設の設置の許可 - ばい煙発生施設の設置の届出の受理	- 屋外広告物の条例による設置制限 - サービス付き高齢者向け住宅事業の登録	
特例市				- 一般粉じん発生施設の設置の届出の受理 - 汚水又は廃液を排出する特定施設の設置の届出の受理	- 市街化区域又は市街化調整区域内の開発行為の許可 - 土地区画整理組合の設立の認可	
市町村	- 市町村保健センターの設置 - 健康増進事業の実施 - 定期の予防接種の実施 - 結核に係る健康診断 - 埋葬、火葬の許可	- 保育所の設置・運営 - 生活保護(市及び福祉事務所設置町村が処理) - 養護老人ホームの設置・運営 - 障害者自立支援給付 - 介護保険事業 - 国民健康保険事業	- 小中学校の設置管理 - 幼稚園の設置・運営 - 県費負担教職員の職務の監督、勤務成績の評定	- 一般廃棄物の収集や処理 - 騒音、振動、悪臭を規制する地域の指定、規制基準の設定(市のみ)	- 上下水道の整備・管理運営 - 都市計画決定(上下水道等関係) - 都市計画決定(上下水道等以外) - 市町村道、橋梁の建設・管理 - 準用河川の管理	- 消防・救急活動 - 災害の予防・警戒・防除等 - 戸籍・住基

2. 愛知県と名古屋市の歳出（目的別）の内訳

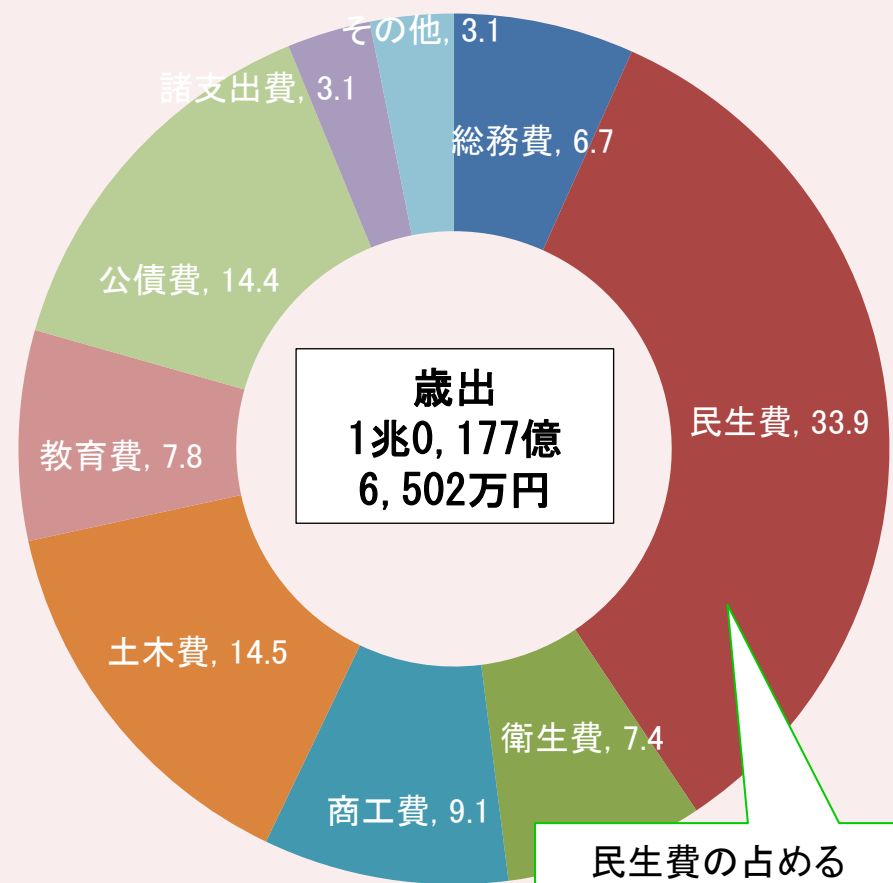
愛知県



警察費・教育費の
占める割合が高い

単位：%

名古屋市



民生費の占める
割合が高い

単位：%

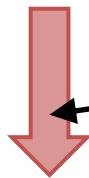
※「平成23年度財務状況資料集」（総務省）を基に作成

3. 補完性・近接性の原理の考え方（基礎自治体優先の原則）

補完性・近接性の原理の考え方

- 1 個人ができることは個人で解決（自助）
- 2 個人ができないときは家族が支援（互助）
- 3 家族が難しいときには地域が支援（共助）
- 4 1～3でできない諸問題は地方自治体及び政府が支援（公助）

- ①住民に近い基礎自治体
- ②広域自治体
- ③国



諸問題の解決にあたっては、まずは住民に最も近い基礎自治体が優先的に取り組み、基礎自治体で解決できない場合は、広域自治体、国の順番で支援を行っていく。



基礎自治体優先の原則

- 住民がより良い行政サービスを受けるためには、それを提供する自治体が地域のニーズを把握し、**地域の実情に応じた施策の決定・実施ができることが最も重要である。**
- すなわち、国や道府県ではなく、**住民の声を一番身近に聞くことができる基礎自治体が、広く行政サービスを担う必要がある。**

II 大都市制度について

1. 指定都市制度（昭和31年～）の概要

1 指定都市とは、地方自治法第252条の19第1項の規定により、政令で指定される人口50万人以上の市をいう。

➤ 指定都市の要件としては、法の文言では人口50万人以上のみ規定されているが、立法の経緯、特例を設けた趣旨から、人口その他都市としての規模、行財政能力等において既存の指定都市と同等の実態を有するとみられる都市が指定されているところである。

2 指定都市とは、道府県の区域に包括される普通地方公共団体たる市であるが、現行制度上その組織、権能等について一般の市とは異なる取扱いをされている。

（1）事務配分上の特例

分野	特例内容
児童福祉	児童相談所を市において設置することに伴い、児童福祉に関する道府県の事務のほとんど全部を行うことになる。
都市計画	都市計画区域の指定、市街地再開発事業の認可等を除き、基本的に都市計画決定に関し道府県が処理する事務のほとんど全部を行うこととなる。
道路	道路法に基づき市内の指定区間外の国道及び県道の管理を行うことになる。
教育	県費負担教職員の任免、給与の決定を行うことになる。

（2）関与の特例

➤ 大都市としての自主的、一元的な行政執行を図るため、市が事務を処理するに当たって、知事の承認、許可、認可等の関与を要している事務について、その関与の必要をなくし、又は、知事の関与に代えて直接各大臣の関与を要することとされている。

（3）行政組織上の特例

➤ 指定都市における行政を能率的に執行させるため、行政組織上の特例が設けられている。
（例）区の設定
指定都市は、市長の権限に属する事務を分掌させるため、条例でその区域を分けて区を設置するものとされている。

（4）財政上の特例

➤ 財政上の特例としては、大都市にふさわしい行政需要をまかなう財源が確保されるよう、特別の行政需要が考慮され、地方譲与税の増額等の措置がなされている。

2. 特別市制度（昭和22年～昭和31年）の概要

指定されることなく、制度は廃止（制度制定時には京都市、大阪市、横浜市、神戸市、名古屋市の指定が見込まれていた）

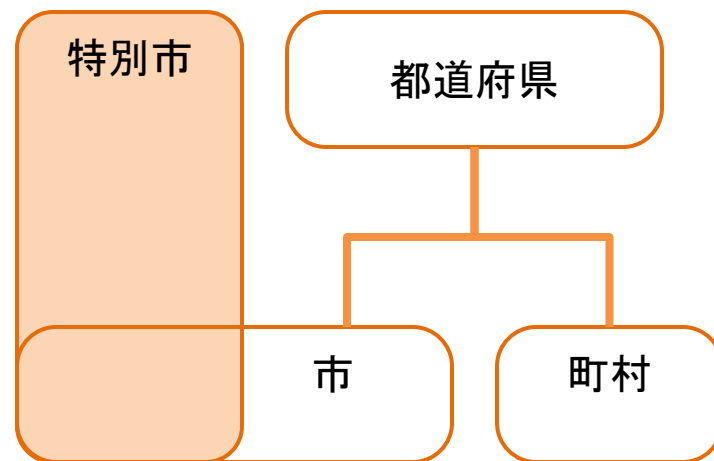
地方自治法（昭和22年）に規定された特別市の内容

特別市制度の趣旨

- ✓ 行財政能力が大きな大都市を府県から分離・独立させ、
二重監督・二重行政を撤廃
- ✓ 地方行政民主化のため、大都市を府県の監督から独立させ、その**自主的地位を尊重**

特別市の特徴

対象となる市	人口 50 万以上の市で法律で指定するもの
都道府県との関係	都道府県の区域外
特例の内容	◆特別地方公共団体と位置づけ ◆市長、助役、収入役及び副収入役を置く ◆従来法令により都道府県及び市に属する事務を処理 ◆法律の適用関係の特例 ・法律に特別の定め※があるものを除くほか、都道府県に関する規定を適用 ◆組織の特例 ・区の設定 ・区は法人格を有しない ・区長は公選 ・区に議会は置かれない



根拠法：「地方自治法」（第264条）

※「特別の定め」
・議会の議員の定数に関する規定
・助役・収入役等の選任の方法、職務権限 など

III 指定都市制度の現状と課題

1. 指定都市が果たしている役割

指定都市は、日本を代表する都市として、次の3つの役割を果たしている。

①住民に最も身近な基礎自治体としての役割

福祉、教育、ごみ、住宅、道路、上下水道、消防など市民の日常生活に直接かかわる分野で、高度で良質なサービスを提供する役割

- 基礎自治体として、保険・福祉、保健・衛生、教育・文化、ごみ、住宅、道路、公園、上下水道、消防、スポーツ・レクリエーションなど市民の日常生活に直接かかわる分野で、高度で良質な行政サービスを提供している。

②都市圏における中枢都市としての役割

それぞれの圏域における中枢都市として、大都市特有の行政需要に対応し、政治、経済、産業、金融、文化、情報、交流などの各分野で、都市圏全体の活性化、発展をけん引する役割

- 道路、鉄道、空港、港といった基幹的交通インフラの整備を図り、国内各地域や国外との結節点としてのゲートウェイ機能を果たしている。
- 産業廃棄物の処理や下水道の整備、高度情報・通信基盤の整備など、主に企業・事業者にも高い便益をもたらす行政サービスを提供している。
- 大規模な教育文化施設、大学・高等学校などの高等教育機関、さらには地域の中核的医療施設を設置運営するなど大都市特有の行政需要に対応している。
- 国際的なコンベンションやイベント・スポーツ大会の招致・開催、歴史的文化遺産の保存整備などにより集客交流機能を高め、積極的な情報発信を行っている。

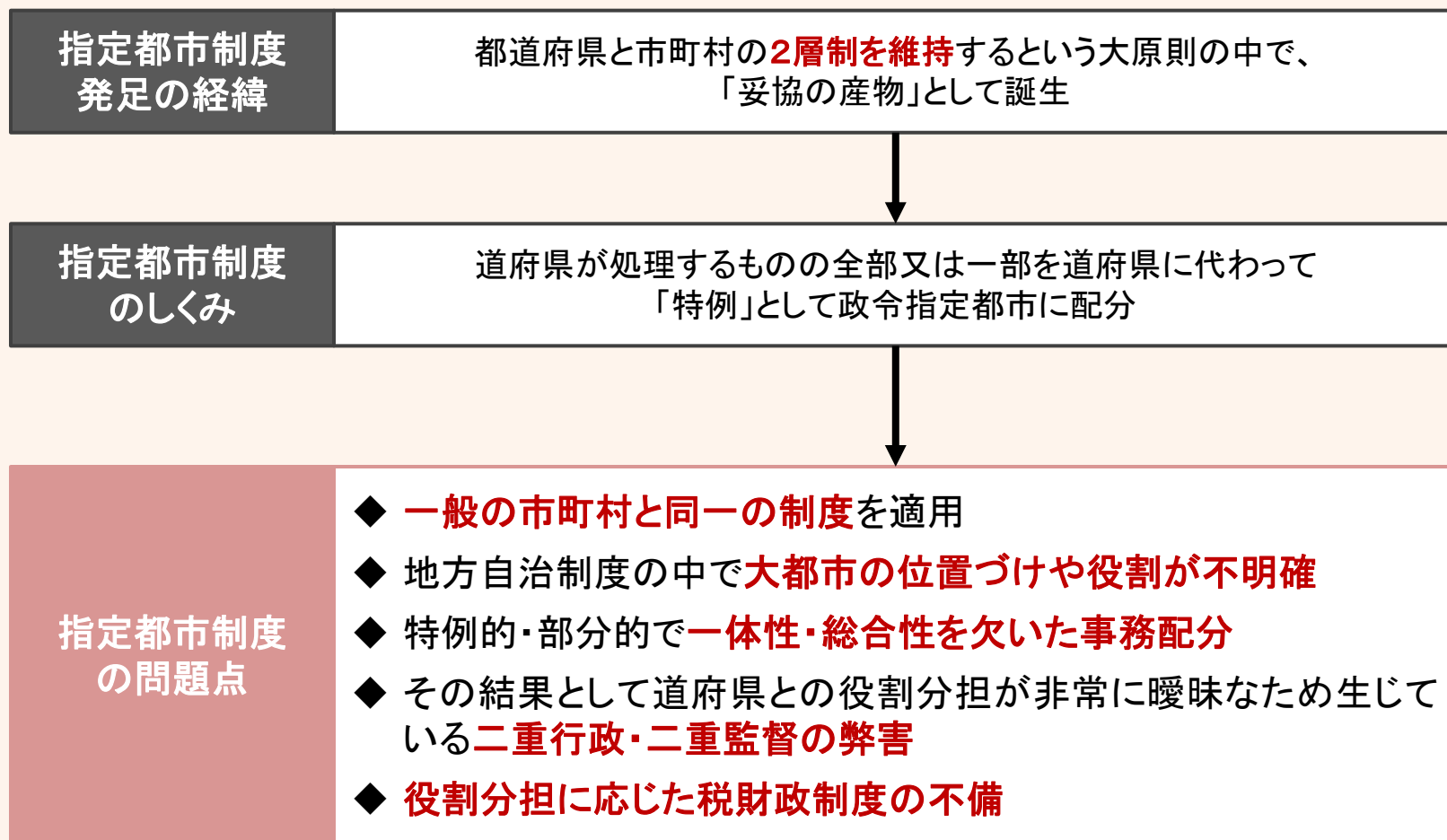
③都市行政の最先端都市として全国の諸都市を先導する役割

ホームレス、児童虐待、ニート・フリーター、ごみ、交通渋滞、都市型災害・犯罪など、その時々最先端的な都市問題に果敢に挑戦し解決策を模索・提供することで、全国の諸都市をリードする役割

- 公害問題、ホームレス、児童虐待、ニート・フリーター、ごみ、交通渋滞、治安対策、都市型災害・犯罪など、その時々最先端的な都市問題に果敢に挑戦し、その解決策を模索・提案してきた。
- 生活保護受給者の増加や大規模災害への対応、老朽化する都市基盤の更新など、新たな行政課題にも積極的に取り組むことで、全国の諸都市をリードし、最先端の地方行政を担っている。

2. 指定都市制度の問題点

- 現行の指定都市制度は、大都市が持つポテンシャルを十分発揮するのにふさわしい制度とは言い難く、制度上の問題により、指定都市が抱える複雑・多様な大都市問題を他のまちづくり施策と連動しつつ、**自らの権限と責任で総合的且つ一体的に解決を図ることが難しい**ものとなっている。



3. 指定都市制度の課題（二重行政について）

■ 道府県と基礎自治体の二重行政について

分 類	概 要	具体例
重複型 (ハード)	広域自治体と基礎自治体が、ともに同一の公共施設を整備している状況	● 公営住宅の整備 ● 図書館・博物館の整備 ● 体育館・プールの整備
重複型 (ソフト)	広域自治体と基礎自治体が、ともに同一施策を実施している状況	● 中小企業支援 ● 商店街振興 ● 地球温暖化対策 ● 環境教育 ・男女共同参画
分担型	同一又は類似した行政分野において、事業規模等により広域自治体と基礎自治体との間で事務・権限が分かれており、一体的な行政運営ができない状況	● 都市計画決定 ● 一級河川(指定区間) ● 県費負担教職員の給与負担・定数決定等 ● 病院の開設許可
関与型	基礎自治体の事務処理に当たり広域自治体の関与等がある状況	● 知事による農地転用許可(4ha以下) ● 指定都市立高等学校の設置・廃止等に係る道府県教育委員会の認可

※「第30次地方制度調査会提出資料（総務省）」を基に作成

■ 二重行政を解消するメリットについて

- ◆ 二元行政を一元化することによる行政のスピードアップ
(ex.都市計画・農地転用に係る知事の許認可・事前協議・意見聴取等)
- ◆ 県・市トータルの行政コストの削減
(ex.市税事務所と県税事務所を統合し、市税・県税をまとめて賦課・徴収)
- ◆ 住民に近い基礎自治体が行うことによる住民のニーズの反映
(ex.義務教育に係る権限を包括的に持つことにより、弾力的な人事配置が可能)

3. 指定都市制度の課題（二重行政について【例：義務教育】）

■ 現 状

	国	愛知県	名古屋市
役割	● 学級編成の標準の決定	● 学級編成の基準決定 ● 教職員定数の決定 ● 教職員給与費の負担	● 学級編成の実施 ● 県費負担教職員の任命、給与決定

■ 課 題

- ◆ 教職員定数を定める権限が県にあるため、市の実情にあった教育施策を打ち出しにくい。
- ◆ 加配される教職員の配置や目的は、県が指定するため、本当に必要な学校に配置できない場合がある。

■ あるべき姿

- ◆ 県から指定都市へ教職員の給与費負担の移管及び教職員定数決定等の包括的な権限の移譲を行い、指定都市が、一元的な責任体制の下で、教育行政を実施する。

■ 意義・効果

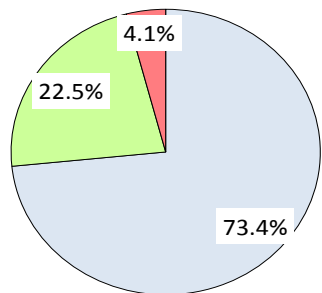
- ◆ 市独自の取組に応じた学級編制や定数配当ができ、子どもや地域・学校の状況に応じた弾力的な職員配置ができるようになる。
- ◆ 幼稚園(市費)と小学校(県費)間、中学校(県費)と高等学校(市費)間での教員の人事異動や、学校事務職員(県費)と本市一般行政職間での人事異動が可能となり、組織の活性化につながる。
- ◆ 教職員の給与支給、休暇等の勤務条件の統一化による事務手続きの簡素化が図られる。

地域の特性や市民ニーズに応じた「質の高い教育」の提供が可能となる！

3. 指定都市制度の課題（役割分担に応じた税財政制度の不備）

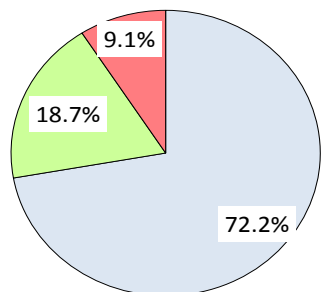
- 大都市特有の財政需要に抱えているにもかかわらず、都市税源である消費・流通課税及び法人所得課税の配分が極めて低くなっている。
- 事務配分の特例により、道府県の事務・権限が移譲されているにも関わらず、地方税制は画一的であり、移譲された事務に必要な財源が税制上措置不足となっている。

消費・流通課税の配分割合



□ 国税 □ 道府県税 □ 市町村税

法人所得課税の配分割合



□ 国税 □ 道府県税 □ 市町村税

税制上の措置不足（平成24年度予算）

地方自治法に基づくもの
児童福祉
民生委員など
その他法令に基づくもの
土木事務所
衛生研究所
定時制高校人件費
国・県道の管理など

25,290
百万円

11,011
百万円

税制上の
措置不足額
(注)

14,279
百万円

税制上の
措置済額

(注) 愛知県費負担教職員給与費が名古屋市の負担とされると、税制上の措置不足額は816億円程度になります(平成22年度決算額ベースで算出)。

IV その他（基本指標等）

1. 行政分野の基本指標(1/2)

項 目	名古屋市		愛知県		横浜市		大阪市	
財政規模（H23年度決算）	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
歳 入（一般会計）	10,219億円	100%	21,608億円	100%	14,221億円	100%	16,512億円	100%
地方税	4,861億円	47.6%	9,062億円	41.9%	7,055億円	49.6%	6,361億円	38.5%
市（県）民税	2,080億円	20.4%	3,587億円	16.6%	3,355億円	23.6%	2,449億円	14.8%
地方交付税	77億円	0.8%	578億円	2.7%	242億円	1.7%	542億円	3.3%
国庫支出金	1,424億円	13.9%	2,130億円	9.9%	2,209億円	15.5%	3,444億円	20.9%
府県支出金	400億円	3.9%	－	－	549億円	3.9%	509億円	3.1%
地方債	940億円	9.2%	4,226億円	19.6%	1,294億円	9.1%	1,641億円	9.9%
歳 出（一般会計）	10,178億円	100%	21,447億円	100%	13,956億円	100%	16,499億円	100%
義務的経費	5,547億円	54.5%	10,952億円	51.1%	7,265億円	52.1%	9,755億円	59.1%
人件費	1,703億円	16.7%	6,987億円	32.6%	1,981億円	14.2%	2,415億円	14.6%
扶助費	2,378億円	23.4%	399億円	1.9%	3,443億円	24.7%	4,968億円	30.1%
公債費	1,467億円	14.4%	3,566億円	16.6%	1,842億円	13.2%	2,372億円	14.4%
投資的経費	846億円	8.3%	2,063億円	9.6%	1,646億円	11.8%	901億円	5.5%
その他の経費	3,784億円	37.2%	8,432億円	39.3%	5,045億円	36.1%	5,843億円	35.4%
物件費	809億円	7.9%	623億円	2.9%	1,455億円	10.4%	1,069億円	6.5%
補助費等	1,009億円	9.9%	4,968億円	23.2%	1,423億円	10.2%	1,350億円	8.2%

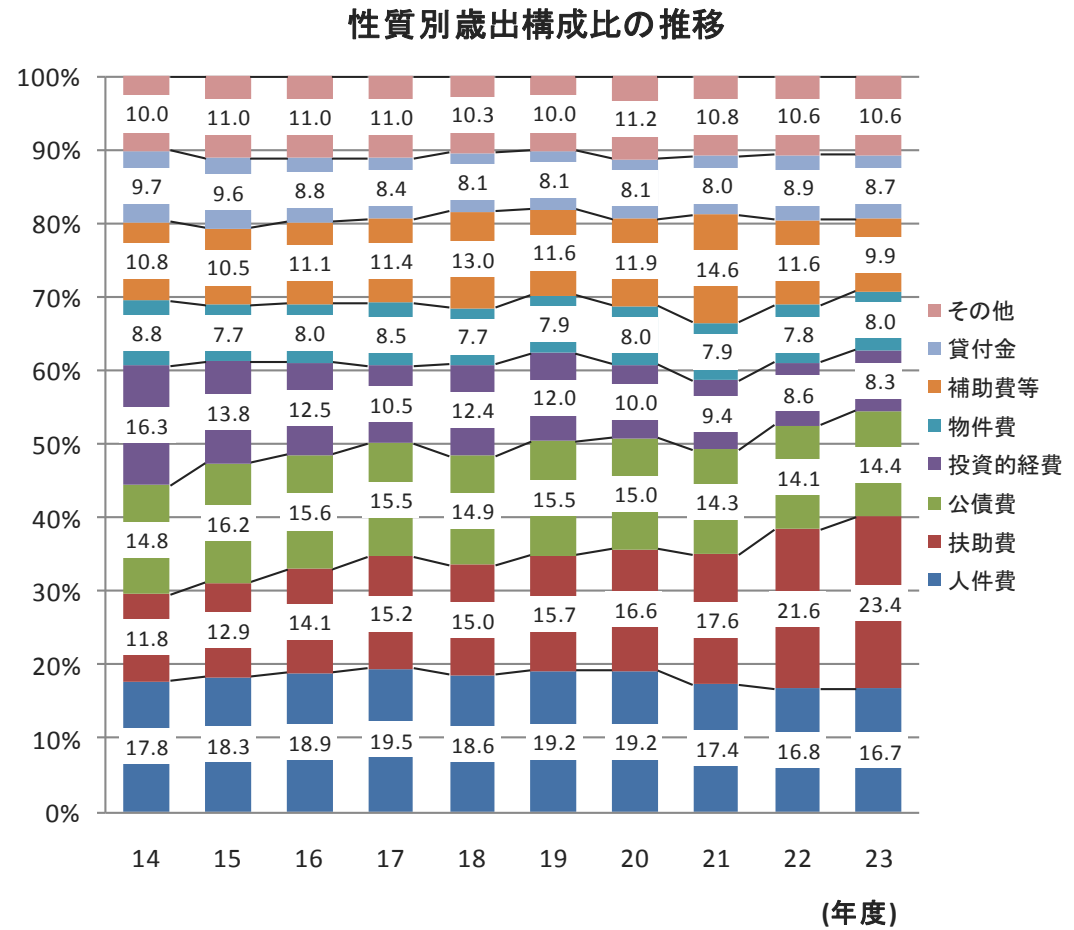
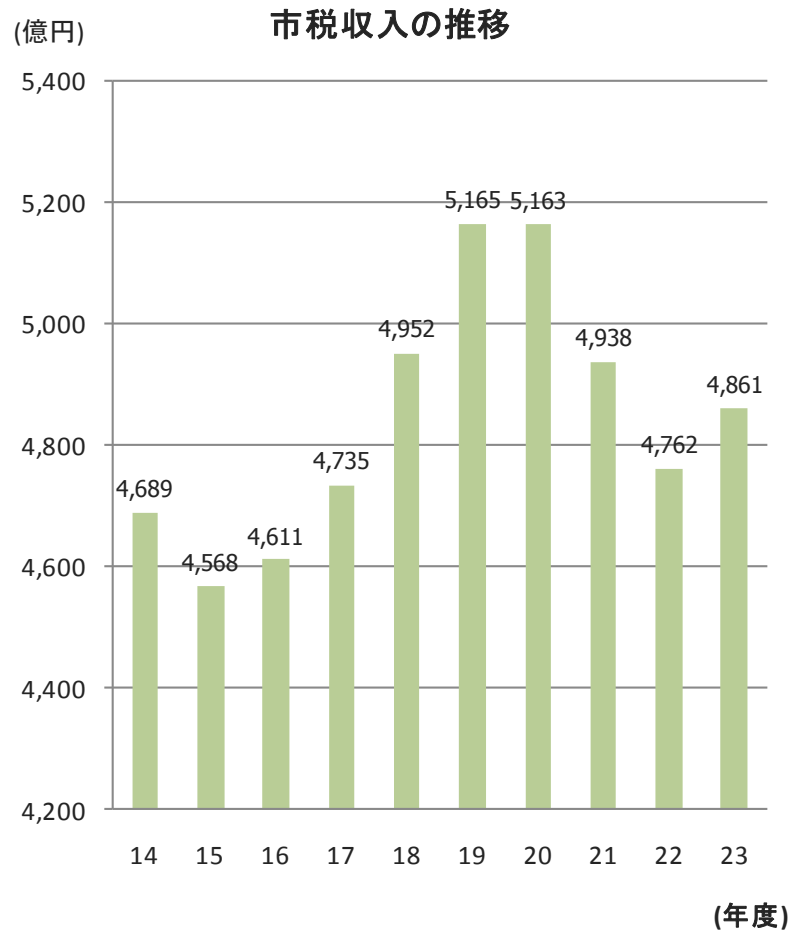
1. 行政分野の基本指標(2/2)

項 目	名古屋市	愛知県	横浜市	大阪市
基準財政収入額	3,787億円	7,357億円	5,390億円	4,674億円
基準財政需要額	3,845億円	7,893億円	5,608億円	5,200億円
地方債現在高	17,107億円	46,238億円	22,080億円	27,450億円
経常収支比率	99.8%	102.5%	94.0%	99.5%
財政力指数（3ヵ年平均）	1.01	0.934	0.98	0.91
実質公債費比率	12.0%	14.9%	16.3%	10.0%
将来負担比率	202.5%	256.7%	213.0%	199.9%
一般職員	15,549人	12,388人	18,935人	21,949人
消防職員	2,354人	-	3,425人	3,385人
警察官	-	13,264人	-	-
教育公務員	1,174人	43,818人	747人	1,957人
ラスパイレス指数	112.5 (104.0)	109.1 (100.8)	112.0 (103.5)	103.8 (95.9)
議員	75人	103人	86人	86人

注：ラスパイレス指数の（）内の数値は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定特例法による措置が無いとした場合の値

2. 財政の硬直化（市税収入の減少・扶助費の増加）

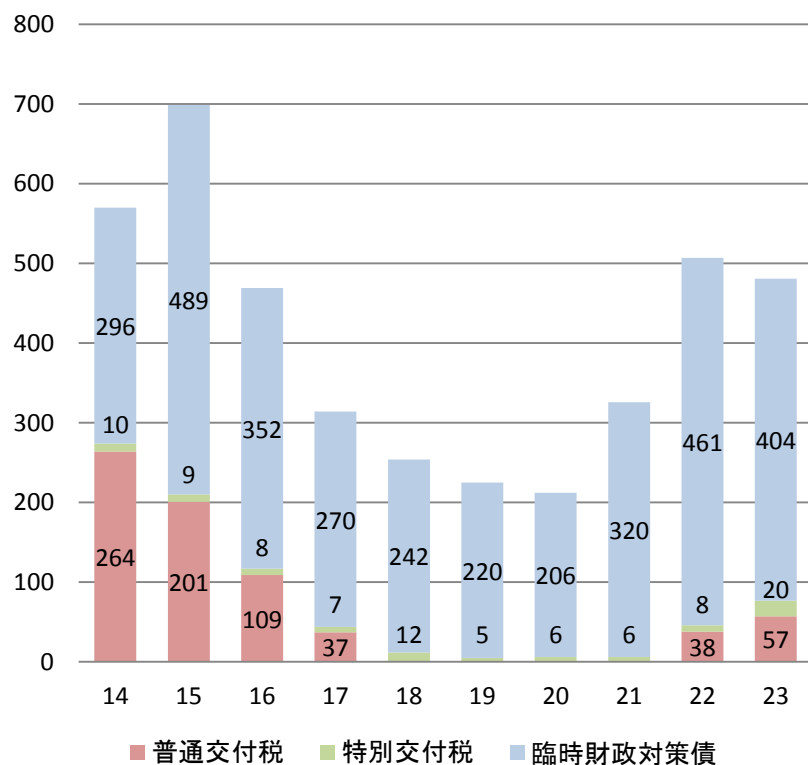
- リーマンショックの影響を受け、21年度の税収は減収となった。また、22年度は市民税減税の実施により大幅な減収となった。また、23年度には、10%減税による減収額の縮小や、市たばこ税の税率の引き上げなどにより、4年ぶりに前年度を上回った。
- 扶助費の大幅な増加により、歳出に占める義務的経費は54.5%となった。一方で、投資的経費は昭和30年度以降最低の8.3%となった。



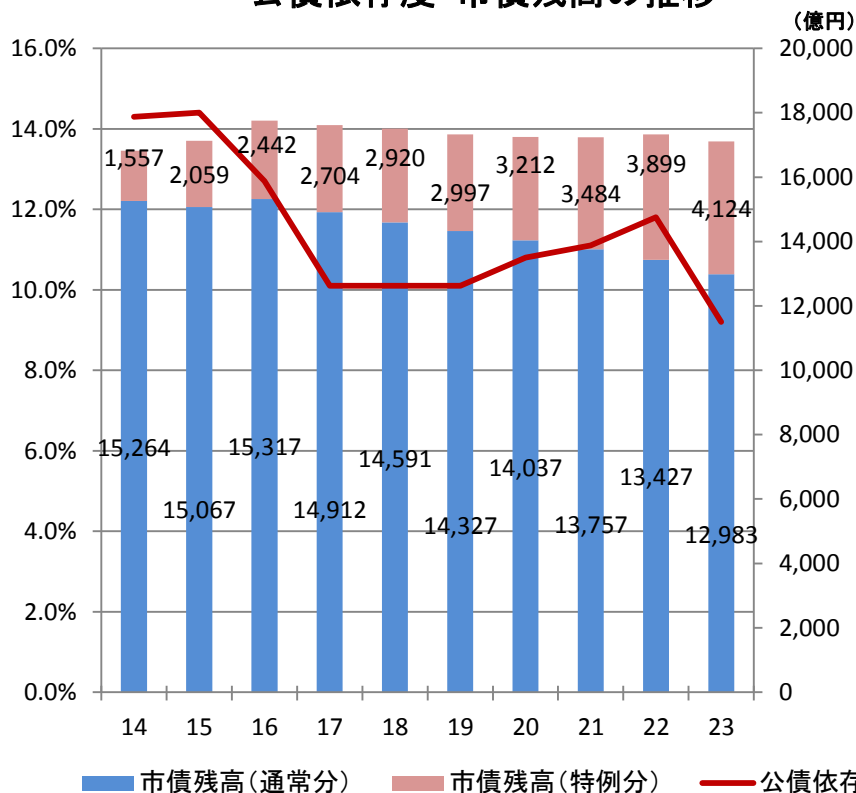
3. 地方交付税等、公債依存度、市債残高

- 平成18年度から平成21年度は、市税収入の増加などにより不交付団体となっていたが、市税の減収や福祉関係経費の増加に伴い、平成22年度より交付団体となるとともに、臨時財政対策債が増加傾向となっている。
- 公債依存度は、20年度以降、景気低迷に伴い、特例的な市債の発行額が増加したことなどにより上昇したものの、23年度は第三セクター等改革推進債が皆減したことなどにより低下した。また、市債残高(通常分)についても、市債発行の抑制に努めた結果、17年度以降は減少傾向にある。

地方交付税額等の推移



公債依存度・市債残高の推移



※「名古屋市の財政（平成24年版）」を基に作成

4. 市内に設置されている主な愛知県の公の施設

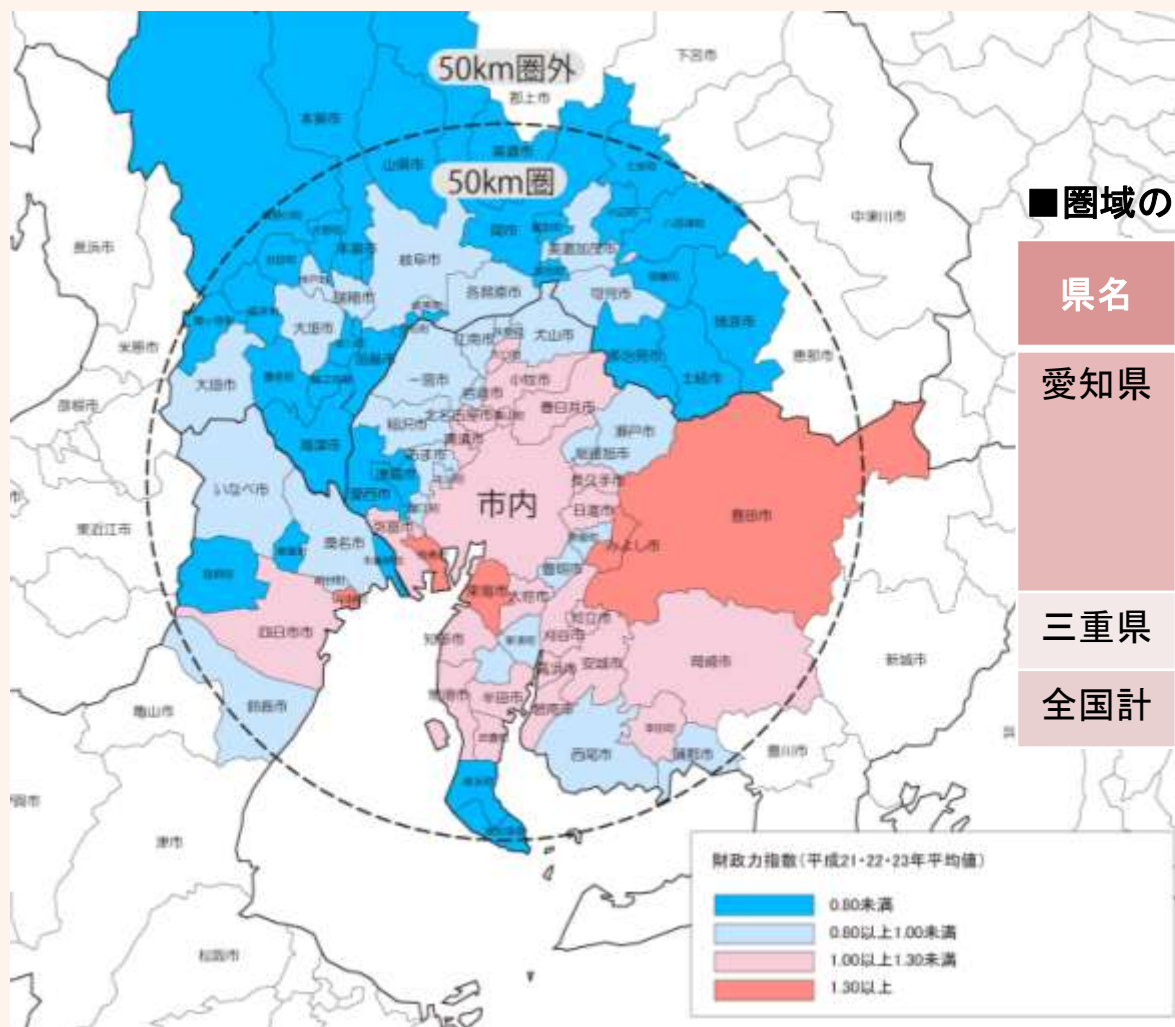
分野	施設名
行政	公文書館
地域 振興	ふれあい広場
市民 生活	芸術文化センター
	美術館
	図書館
	女性総合センター
福祉	青い鳥医療福祉センター
産業 ・ 労働	高等技術専門校
	産業労働センター
住宅	県営住宅

分野	施設名
公園	森林公園
	熱田神宮公園
	大高緑地
	小幡緑地
	牧野ヶ池緑地
	高蔵公園
病院	がんセンター
	城山病院
教育 スポーツ	県立大学・学校
	体育館
	スポーツ会館
	武道館

※愛知県の行政機構2013を基に作成

5. 名古屋大都市圏内市町村の財政力

- 全国の市町村の普通交付税不交付団体48団体のうち、名古屋市から50km圏の位置にある不交付団体の数は14あり、全国の約29%を占める。
- 愛知県内の不交付団体数は13あり、全国で最も多い。（2位は東京都の6団体）



■圏域の平成25年度普通交付税不交付団体

県名	不交付団体名			不交付団体数
愛知県	碧南市 安城市 大府市 大口町 豊山町	刈谷市 小牧市 みよし市 飛島村	豊田市 東海市 長久手市 幸田町	13
三重県	川越町			1
全国計				48

6. 諸外国の大都市制度

- 諸外国においても、首都以外の大都市の発展が国全体にとってプラスになるとの考えのもと、個別の大都市制度を設けて、権限や財源を強化する傾向にある。

		イングランド	ドイツ		韓国	カナダ(オンタリオ州)
		大都市圏ディストリクト	都市州 (ベルリン・ハンブルク・ブ レーメン)	郡独立市 (ミュンヘン、ケルンなど)	特例都市 (水原、昌原など)	トロント
法令上の 位置づけ		Local Government Act1972 等	なし	各州法に位置付けられ、 郡・市の機能を併有	地方行政体制改編に関する 特別法(2010 年)に設け られた特例 (人口50万人以上の都市)	2006年トロント市法
広域自治体との 包括関係		区域外	区域外	区域外	広域自治体	区域外
特 徴	自治体の 位置づけ	広域自治体と基礎自治体 の位置づけを併有	連邦を構成する州・広域自 治体・基礎自治体の位置 づけを併有	広域自治体と基礎自治体 の位置づけを併有		広域自治体と基礎自治体 の位置づけを併有
	事務配分 の特例	ごみ処理・消防等以外の 広域自治体の事務と基礎 自治体の事務を行う	連邦を構成する州・広域自 治体・基礎自治体の事務を 行う。	広域自治体と基礎自治体 の事務を行う	広域自治体の事務の一部 を直接処理可能	広域自治体と基礎自治体 の事務を行う
	組織の 特例				任意に自治区ではない区 (非自治体)を置くことがで きる	市内の4つの区域ごとに 設けられた市議会の一委 員会の位置付けで、各区 内選出市議会議員が委 員となっている。
	その他 の特例				副市長を2人置くなどの組 織上の特例	財産税以外の新たな税を 課す権限(2008年より土 地取引税、自動車所有税 を導入)、市による州政府 や連邦政府との直接協議。

7. 事務処理特例条例について

地方自治法(抜粋)

地方自治法第252条の17の2

1. 都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の長が管理し及び執行するものとする。
2. 前項の条例を制定し又は改廃する場合においては、都道府県知事は、あらかじめ、その権限に属する事務の一部を処理し又は処理することとなる市町村の長に協議しなければならない。
3. 市町村の長は、その議会の議決を経て、都道府県知事に対し、第一項の規定によりその権限に属する事務の一部を当該市町村が処理することとするよう要請することができる。
4. 前項の規定による要請があったときは、都道府県知事は、速やかに、当該市町村の長と協議しなければならない。

事務処理特例の対象

- 都道府県知事の権限に属する事務が対象となる。
 - 法令による禁止又は、趣旨等から対象とすることできないものを除き、原則として対象とすることができる。
 - 知事以外の執行機関の権限に属する事務は個別法の制定が必要である。
 - 法令の規定により都道府県の条例で定めることとされている事務について、当該条例の制定自体を対象とすることはできない。

制度の課題

- 移譲される権限は都道府県が決定しており、対象となる範囲が不明確である。
- 窓口事務のみの移譲ではなく、市町村の行政能力の向上に資するような権限の移譲を推進すべきである。
- 県の関与を減らし、包括的な権限移譲を行い、市町村で意思決定を完結できるようにすべきである。